商品概要説明書

JA住宅ローン

(2024年4月1日現在)

商品名	JA住宅ローン		
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。(組合員でない方はJA所定の出資金を払い込むことにより組合員となれます。) ○お借入時の年齢が満18歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳		
	未満の方。 なお、最終償還時の年齢が満 80 歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居 予定の 18 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となり		
	ます。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。		
	○原則として、勤続(または営業)年数1年以上の方(親・子・関連会社への転 籍は連続勤務とみなす)。		
	○団体信用生命共済に加入できる方。		
	○当 J A が指定する保証機関(大阪府農業信用基金協会)の保証が受けられる方。		
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。		
	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象		
	とし、次のいずれかに該当する場合とします。		
	①住宅の新築・購入(中古住宅も含む)。		
	②土地の購入(一定期間以内に新築し、居住する予定があること。)。		
	③住宅の増改築・改装・補修。		
資金使途	④他金融機関からお借入中の住宅資金の借換および借換とあわせた増改築・改		
	装・補修。		
	⑤上記①~④の借入とあわせた他金融機関等からお借入中の目的型ローン等		
	の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」という。)。		
	⑥上記①~⑤に付随して発生する一切の費用。		
	○詳細については、当JAの融資窓口へお問合わせください。		
	○原則として、10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。		
借入金額	ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前		
	所得) に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要資金の範囲内としま		
	す。		
	なお、自己資金額が所要金額の20%未満の場合は、所定の要件がございます。		
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上		
	限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、		
	目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ロー		

ر د د ده د المعالم الم		
ン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。		
なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの		
合わせください。		
3年以上50年以内とし、1か月単位とします。		
超えるお借入れは、ご融資対象物件が新築住宅の場合のみと		
ます。		
回お借入日から1年後までの範囲内とします。		
機関からお借入中の住宅資金の借換の場合は、以下の要件を満		
居置期間の設定はできません。		
見在借入中の住宅資金の残存期間内であること。		
食資金を1資金にまとめて借換する場合は、借換対象資金の貸		
立 均した期間内であること。		
-ン対応を行う場合については、借入期間は、住宅ローンにお		
色囲内とします。		
を使途による条件もありますので、詳細については、当 J Aの		
合わせください。		
) ご選択いただけます。		
固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。		
川期間によってお借入利率は異なります。		
t、毎月決定し、当 J A の店頭およびホームページでお知らせ		
了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択す		
「が、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内と		
利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。な		
別終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、		
つります。		
は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライム		
イムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および		
用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9		
次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート/長期		
が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利		
こいただきます。		
t、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライ		
ライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の		
日より適用利率を変更いたします。		
と、完済時まで適用いたします。		
は、3月1日および9月1日の基準金利(長期プライムレー		
2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を		

	変更いたします。			
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問合わせく			
	ださい。			
	○元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)も			
	しくは元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)と			
	し、毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増			
	額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特			
	定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1万円単位で			
	す。)のいずれかをご選択いただけます。			
	○変動金利型で賦金を据え置く場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返			
返済方法	済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過す			
	るまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、			
	ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も			
	基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変			
	更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了し			
	ても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきま			
	す。			
	○ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。)			
	に第1順位の(根)抵当権を設定登記させていただきます。			
4n /n	○借地上の建物などの場合には、当JAが指定する保証機関所定の審査基準によ			
担保	り、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済(保険)にご加入			
	のうえ、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させていただくこ			
	とがございます。			
	○当 J Aが指定する保証機関 (大阪府農業信用基金協会) の保証をご利用いただ			
保証人	きますので、原則として保証人は不要です。			
VN HILL / C	ただし、①収入合算者、②その他保証機関が求めた場合は、その方を連帯保証			
	人とさせていただきます。			
	○一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。			
	①一括前払い			
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。(一律保証料 30,000 円			
	含む。保証料率は 0.1%、0.15%、0.2%、0.25%、0.3%、0.35%、0.4%のいずれ			
	カ _{4。})			
	【お借入額 1,000 万円の場合の一括支払保証料 (0.20%) (例)】			
保証料 	お借入期間 10年 20年 25年 30年 35年 40年 50年			
	保証料(円) 81,933 145,128 169,648 189,296 203,952 213,479 230,196			
	※上記のほか一律保証料 30,000 円が必要です。			
	※お借入額により保証料は異なります。詳細については、当 J A の融資窓			
	口へお問合わせください。			
	※ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場			
	合は、所定の方法で算出した金額から 5,000 円を控除した金額が返戻さ			

))) black //c t t= c			
	れます。なお、控除後の金額が1,000円以下のものについては返戻の対			
	象となりません。			
	②分割後払い			
	ご融資時に一律保証料 30,000 円をお支払いいただき、以降約定返済日の元			
	利金返済にあわせ、保証料(年 0.1%、0.15%、0.2%、0.25%、0.3%、0.35%、			
	0.4%のいずれか。)をお支払いいただきます。(外科			
	○当JA所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。			
	なお、共済掛金は当 J Aが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の			
	種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高く			
	団体信用生命共済名	加算利率		
団体信用生命共済	団体信用生命共済(特約なし)	なし		
	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.15% (内枠方式)		
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.20%(内枠方式)		
	団体信用生命共済(連生)	年 0.20%(内枠方式)		
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年 0.35% (内枠方式)		
	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)ま	たは長期継続入院特約付		
9大疾病補償保険	団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご			
	利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。			
	年 0.3%			
	○ご融資の際、JAに対して11,000円の事務手数料(消費税等を含む。)が必要		
	です。			
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、			
	次の事務手数料(消費税等を含む。)が必要です。			
	①全額繰上返済の場合…11,000円			
手数料	②一部繰上返済の場合… 5,500 円 (JAネットバンクによる一部繰上返済の			
	場合は無料。)			
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,500円			
	の条件変更手数料(消費税等を含む。)が必要です。			
	○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は無料です。			
	○借換に際し必要な諸費用については、別途実費を申し受けます。			
	○ご希望により子育で世帯応援ローンをご選択いただけます。子育で世帯応援住			
	宅ローンは、JA所定の利率からJAで定める取引を条件とした金利の引下げ			
	に加え、当初固定金利特約期間において、0歳以上18歳未満のお子様1人に			
	つき年 0.05% (最大年 0.15%) の金利軽減を行うものです。			
子育て世帯応援住宅ローン	○その他、当初固定金利特約期間において、お子様の出生時及び入学時(小学校・			
	中学校またはこれに類する学校等)にお申出を頂いた方に限り、プレゼントの			
	特典もございます。(プレゼントには借入金額・借入期間等の条件がございま			
	す。また、プレゼント内容は予告なく変更または終了する場合があります。)			
	す。また、プレビント的谷は丁音なく変更または於丁する場合があります。) ○詳細については、当JAの融資窓口へお問合わせください。			
貯金連動型住宅ロー	○ご希望により、貯金連動型住宅ローンをご選択いただけます。貯金連動型住宅			
灯金建助空性七口ー	○○仲至により、灯並運動室性七中一ノをこ選択いた	こりより。灯並理助空仕七		

ン

ローンとは、キャッシュバック特約が付加された住宅ローンを指します。また、キャッシュバックとは、住宅ローンの残高と定期貯金の残高に応じて、次の計算式により算出した額をお支払いするものです。ただし、複数の貯金連動型住宅ローンをお借入れいただくことはできません。

【1カ月分の計算式】

定期貯金の月中平均残高または

×(住宅ローン金利-定期貯金金利)

貯金連動型住宅ローン月末残高の50%のいずれか低い金額

12

- ※定期貯金金利が住宅ローン金利を上回った場合、キャッシュバックは行いません。
- ※貸付留保金を利用している場合の住宅ローン残高は、貸付留保金の払出額と します。
- ※その他詳細については、JA所定の方法で算出するものとします。

【対象となる定期貯金】

ご本人および連帯債務者の方が当組合にお預けいただいている定期貯金と します。ただし、通知貯金、定期積金、財形貯金、積立式定期貯金、担保となっている定期貯金、総合口座扱いの定期貯金、満期経過後の定期貯金を除きます。

【ご注意】

- ①キャッシュバック計算の対象となる定期貯金の月中平均残高は、毎月末時点における住宅ローン残高の50%を上限とします。
- ②住宅ローン金利および定期貯金金利は、毎月末時点における適用金利とします。
- ③キャッシュバックは、3月15日と9月15日(年2回)に、計算対象期間 (3月は7月から12月分、9月は1月から6月分)のキャッシュバック金額 を貯金連動型住宅ローンの返済用貯金口座に入金する方法により実施します。
- ④キャッシュバック金額の計算対象期間において、一度でも元利金が遅延している場合は、当該キャッシュバック金額の同計算対象期間中のキャッシュバックを行いません。

ただし、その後、元利金の遅延が解消された場合は、次回の計算対象期間の キャッシュバックを行います。

- ⑤貯金連動型住宅ローンの返済用貯金口座が解約された場合は、原則として当該計算対象期間中のすべてのキャッシュバックを行いません。
- ⑥ご利用中にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.2% ~ 年 0.3%
- ○詳細については、当JAの融資窓口へお問合わせください。

○ 苦情処理措置

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容

本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融共済部金融課(電話:072-725-0752)にお申し出ください。 当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けてお ります。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できま す。上記当組合金融共済部金融課またはJAバンク相談所にお申し出くださ 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※) そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護 士会(詳しくは上記当組合金融共済部金融課にお問合わせください。) 公益社団法人 民間総合調停センター (大阪府) (JAバンク相談所を通じての ご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士 会」という。) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お 客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法も あります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム 等により、共同して解決に当ります。 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありま せん。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合わ せください。 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の 審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合 もございますので、あらかじめご了承ください。 ○おまかせ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高 等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみについて 計算し表示いたします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が含 まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性があ その他 ります。 ○印紙税・(根) 抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要 となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問合 わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済により本ローンが完済された場 合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得

JA大阪北部

(注) 1 借入利率は、「固定金利選択型」、「変動金利型」、「固定金利型」、の計3種類から選択しま

税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問合わせく

ださい。

す。

また、「固定金利選択型」における固定金利期間は、「3、5、10年」の計3種類から選択します。

2 返済方法は、「元金均等返済」、「元利均等返済」の計2種類から選択します。

また、「毎月返済方式」、「年2回返済方式」、「特定月増額返済方式」の計3種類から選択します。